

# 男女共同参画プランの策定に向けて

私たちを取り巻く社会環境は、国際化・情報化・少子高齢化などによって、大きく変化してきています。

家族の形やライフスタイルも多様化する中で、男女がお互いの人権を尊重し合い、対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を發揮しながら、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を築くことが、重要な課題になっています。

山陽小野田市では、旧小野田市における条例を継承する形で、新市発足と同時に男女共同参画推進条例を制定しました。また、庁内組織として、7月1日に山陽小野田市男女共同参画推進本部を、9月1日に公募委員を含めた調査諮問機関である山陽小野田市男女共

同参画審議会を設置しました。

今後、家庭・地域・職場それぞれの立場における意見、さらに各種団体等への広聴や意識調査を実施しながら、今年度中の男女共同参画社会の実現に向けた実践プランの策定を目指します。

※プランに関するご意見、あるいは男女共同参画に関するご意見やご提言がありましたら、郵便、FAX、E-mail なんでも結構ですので、お寄せください。

【担当】市民活動推進課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

☎ 82-1134 FAX 83-9336

E-mail : danjo@city.sanyo-onoda.lg.jp

## 男女共同参画推進条例の概要

### 基本理念

#### ①男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、個人としてその個性と能力を十分に發揮する機会が確保され、また人権が尊重されるよう努めましょう。

#### ②社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度または慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないようにしましょう。

#### ③政策等の立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者、民間の団体等における方針の立案および決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう努めましょう。

#### ④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、それぞれの家庭生活、職業生活その他社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を担いましょう。

#### ⑤生殖に関する自己決定の尊重および健康への配慮

妊娠、出産その他の生殖に関し、男女が互いの意思を尊重すること、および互いに健康な生活を営むことについて配慮しましょう。

#### ⑥国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われるよう配慮しましょう。

### 市の責務

男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施します。

### 市民の責務

家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努め、市が行う施策に協力してください。

### 事業所の責務

事業活動に関して、男女共同参画の推進に努め、市が行う施策に協力してください。

### 施策の基本となる事項

- ・ 男女共同参画計画の策定
- ・ 相談への対応
- ・ 施策の推進体制の整備
- ・ 理解を深めるための広報活動
- ・ 調査研究と情報収集
- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 民間活動への支援

## 男女共同参画社会の実現